

審査基準

I 審査方法

審査は、実施事業を選定するための審査委員会を設置し、書類選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。そして、各委員の合計点を平均した点数がその企画提案の評価点となる。

III 採択案件の決定方法

30点を合格最低基準点とし、これを下回るものは採択しない。

評価点が合格最低基準点以上の者の中から、原則として最も得点の高い者から順番に採択するものとする。採択件数は公募時点の予定件数であり、審査委員会の決定により増減する場合がある。

IV 評価項目

1. 事業内容に関する評価

- ① 国民文化祭の趣旨・目的に照らして、目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 事業推進の方法、内容等が具体性・適正性・効率性に優れ、高い成果を得られることが期待できること。
- ③ 提案にあたり、選択肢の吟味が行われていること。（提案する実施手段・手法が他の手段・手法に比べ優位である根拠が示されていること）
- ④ 地域や流派に偏りがなく、全国から幅広い世代の出演者・出展者が参加できるような計画など、全国規模の事業であること。
- ⑤ 不要な経費が計画に入っていないこと。経費の設定（特に謝金、旅費）が妥当であること。

2. 事業の実施体制に関する評価

- ⑥ 事業実施、業務管理を適切に遂行できる人員・組織体制を有していること。
- ⑦ 事業実務に精通しているとともに、事業を適切に遂行するための技術力及びノウハウを有していること。
- ⑧ 事業を効果的に遂行するために必要な実績等を有していること。
- ⑨ 財務状況の評価により経営基盤が確立していること。
- ⑩ バリアフリー環境の整備等の合理的配慮の提供を行う計画であること。

V 評価基準

以下の5段階評価にて採点を行う。

大変優れている＝5点	優れている＝4点	普通＝3点
やや劣っている＝2点	劣っている＝1点	

審査要領

第42回国民文化祭分野別フェスティバルに係る企画・運営業務における事業実施団体の審査、評価及び選定を行うため審査委員会を置く。本事業の選定は審査委員会によって決定するものとし、審査委員は下記について遵守しなければならない。

記

(秘密の保持)

第1 審査委員は、本審査で知り得た情報を口外してはならない。ただし、公表されている内容はその限りではない。

(利害関係者の審査)

第2 審査委員は、競争参加者の中に次のいずれかに該当する者がいたときは、すみやかに文化庁参事官（芸術文化担当）付に申し出なければならない。

- ① 競争参加者の企画提案書の中に、何らかの形で審査委員自身が参画する内容の記載があった場合
- ② 審査委員が所属している法人等から申請があった場合
- ③ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者から寄附を受けている場合
- ④ 審査委員自身が、過去5年以内に競争参加者と共同研究又は共同で事業を行い且つそのための資金を審査委員自身が受けている場合
- ⑤ 審査委員自身と競争参加者との間に、過去5年以内に取引があり且つ競争参加者からその対価を審査委員自身が受け取っている場合
- ⑥ 審査委員自身が、競争参加者の発行した株式または新株予約権を保有している場合。
- ⑦ その他、競争参加者（競争参加者が法人の場合はその役員、その他企画提案書の中の研究代表者又は共同参画者等を含む）との間に利害関係があり、審査を行った場合に社会通念上の疑義を抱かれるおそれがある場合。

2 前項の1号から6号に該当する場合、当該審査委員は原則審査を行ってはならない。また、7号に該当する場合、文部科学省は審査委員会に当該審査委員の審査の可否についての決定を求めなければならない。ただし、当該審査委員自ら審査を辞退した場合はその限りではない。

3 審査委員会は、前項の要請を受けた場合はただちに審査委員の中から委員長を選任し、当該審査委員の審査の可否について決定しなければならない。また、審査委員会は、前項の要請を拒否することもできる。

4 審査委員は、前項により審査委員会が審査を行ってはならないことを決定した場合又は要請を拒否した場合は審査を行ってはならない。

(不公正な働きかけ)

第3 審査委員は、当該審査について不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省文化庁参事官（芸術文化担当）付に報告しなければならない。

2 文部科学省は前項の報告を受けた場合は適切に対処しなければならない。